

第 3 3 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年2月28日(金) 午後2時00分より

於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

1. 開会日時 令和2年2月28日(金) 14時00分
2. 閉会時間 令和2年2月28日(金) 14時36分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 15名
5. 欠席委員者の数 3名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農業用施設届について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願について
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

議長

只今より、第33回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・委員、・番・・・委員、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡があっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、5件 9筆 9,082平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、2件 6筆 5,894平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農業用施設届について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、1件 1筆 47.27平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番と関連がありますので、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の2番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

この案件につきましては、第1号議案の1番と2番を合わせて、面積要件を満たすことになること

から一括して上程し、審議頂きたいと存じます。

賃借人及び賃貸人は、議案集4ページ1番及び2番に記載のとおりで、合計畑6筆5,421平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,421平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、動力噴霧器1台を導入予定で、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・ ・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。

賃借人は、農事組合法人で平成13年9月に設立されています。

構成員3人で農業に従事し、スイカ・タマネギ・大根・馬鈴薯の作付を予定しており、通作距離は事務所から車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の1番については許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の2番について許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、畑1筆1,107平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、9,329.33平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、耕運機1台、草刈機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で57年の農作業歴があります。

馬鈴薯を作付しており、通作距離は自宅から車で5分ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ2番に記載のとおりで、畑1筆1,791平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、18,644.14平方メートルで、農機具は、ユンボ1台、耕運機1台、乾燥機1台、草刈機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、本日、現地調査員の・・・・・・と・・番・・・・・・が欠席しておりますので、事務局より只今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を行います。

2番の譲受人は、兼業農家で49年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、サツマイモ・馬鈴薯・里芋・高菜を作付し、通作距離は自宅から550メートルということで、問題なしと見て参りました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ3番に記載のとおりで、畑1筆1,605平方メートルを
売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、9,997平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、管理
機2台、草刈機2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。
3番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

夫と2人で農業を営んでおり、水稻・じゃが芋・白菜・大根を作付し、通作距離は自宅から車で5
分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可
申請の3番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番を上程します。事務
局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ1番に記載のとおりで、畑1筆544平方メートルについて、・・・年・・・月・・・日付け長崎県指令・・・農地活第・・・号で、転用の許可を得ていましたが、転用場所の再選定を行いたいとの理由で、申請地での住宅建築を取り消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は行われておらず、現況は農地のままであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可処分の取消願を認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に進達します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ1番に記載のとおりで、申請地516平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は水路を挟んで譲渡人の農地、西側は道路となっております。

盛土造成し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

賃借人及び貸借人は、議案集7ページ2番に記載のとおりで、申請地1, 203平方メートルを借り受け、49.5キロワットの太陽光発電設備を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は原野、西側は道路となっております。造成し、ブロックを設け、雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ3番に記載のとおりで、申請地15平方メートルを譲り受け、隣接する宅地及び雑種地と一体に自己住宅への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の商業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は．．．．の一角にあり、北側は雑種地、東側及び南側、西側は道路となっております。

切土造成し石積みを設け、雨水は既設側溝へ放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ4番に記載のとおりで、申請地230平方メートルを譲り受け、宅地を造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の４番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は宅地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありました。第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請４番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の４番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の４番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の５番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請５番について説明します。

借借人及び貸貸人は、議案集７ページ５番に記載のとおりで、申請地１，１１７平方メートルを借り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第３種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は．．．．の一角にあり、北側及び西側は水路を挟んで農地、南側は道路、東側は宅地となっております。

切土造成し、ブロックを設け、雨水は新設する集水枡を通じて水路へ放流するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集8ページ1番に記載のとおりで、申請地は昭和55年月日不詳頃から周囲の山林に取り込まれており、日が当たらず、耕作できないため山林化しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、周囲は山林となっております。

現地を見ますと、周囲に取り込まれ、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

議長

次に、第5号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集8ページ2番に記載のとおりで、申請地は昭和26年月日不詳頃から隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、東側及び南側は宅地、西側は申出人の宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集9ページから13ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	8件	18筆	13,268.00	m ²
耕作権の再設定	15件	29筆	31,134.00	m ²
合計	23件	47筆	44,402.00	m ² です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集14ページに記載のとおりで、4件7筆6,093 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

議案集の15ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、29筆 29,166平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、5名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第33回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第33回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時36分